高岡市ジュニア育成コミュニティ活動事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、ジュニア育成グループが実施するジュニア育成コミュニティ活動に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、「ジュニア育成グループ」とは、単位児童クラブの連合組織（以下「校区児童クラブ」という。）及び次に掲げる全ての要件を満たすグループとする。

　(1)　18歳以上のリーダーと複数のリーダー補助者がいること。

　(2)　10家庭以上で20人以上のジュニア（中学生以下の者をいう。）が加わっていること。

　(3)　活動の安全性に配慮されていること。

２　この要綱において、「ジュニア育成コミュニティ活動」とは、次の各号のいずれかに該当する活動とする。ただし、純然たるスポーツ大会又はその練習、ジュニアが中心となって自ら体験又は学習をしない活動、政治活動、宗教活動及び営利を目的とする活動を除く。

　(1)　野外において自然に親しみ、仲間同士で楽しみながら行う活動

　(2)　地域に伝わる歴史、文化等を学ぶ活動

　(3)　昔ながらに伝わる遊び等を行う活動

　(4)　創作活動

　(5)　科学活動

　(6)　奉仕活動

　(7)　異年齢間又は親子間でのスポーツ・レクリエーション活動

　（補助対象事業及び補助対象団体）

第３条　補助金の交付対象は、ジュニア育成コミュニティ活動（以下「補助対象事業」という。）を行うジュニア育成グループとし、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。ただし、当該ジュニア育成グループが市から別に助成を受けている場合又は校区児童クラブから助成を受けている場合は、この限りでない。

　（補助金の額）

第４条　補助金の額は、補助対象事業に要する経費に２分の１を乗じて得た額とし、ジュニア育成グループの会員数に100円を乗じた額に５万円を加えた額（その額が７万円を超える場合は７万円）又は、別表に定める活動回数に応じた額のいずれか低い方を限度とする。

２　前項の補助金の額に1,000円未満の端数金額が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てるものとする。

　（交付の申請）

第５条　補助対象事業に係る補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、高岡市ジュニア育成コミュニティ活動事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

　(1)　ジュニア育成コミュニティ活動事業計画書（様式第２号）

　(2)　ジュニア育成コミュニティ活動事業収支予算書（様式第３号）

　(3)　その他関係書類（団体規約、会員構成等に関する書類）

　（交付の決定）

第６条　市長は、前条の申請があったときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

　（決定の通知）

第７条　市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、高岡市ジュニア育成コミュニティ活動事業補助金交付決定通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前条の審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を申請者に通知するものとする。

　（補助対象事業の変更等）

第８条　補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後において、補助対象事業の内容若しくは予算の変更又は補助対象事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、高岡市ジュニア育成コミュニティ活動事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第５号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、高岡市ジュニア育成コミュニティ活動事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第６号）により、申請者に通知するものとする。

　（実績報告）

第９条　補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、高岡市ジュニア育成コミュニティ活動事業実績報告書（様式第７号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

　(1)　ジュニア育成コミュニティ活動事業実施報告書（様式第８号）

　(2)　ジュニア育成コミュニティ活動事業収支決算書（様式第９号）

　(3)　その他実績を証する写真、印刷物、領収書の写しなど市長が必要と認める書類等

　（補助金の額の確定）

第10条　市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて行う現地調査等の結果、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、高岡市ジュニア育成コミュニティ活動事業補助金確定通知書（様式第10号）により補助金の額を通知するものとする。

　（補助金の交付請求）

第11条　前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

　（補助金の交付）

第12条　市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

　（関係書類の整備等）

第13条　補助事業者は、補助対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して５年間これを保管しなければならない。

　（決定の取消し等）

第14条　市長は、規則第17条に基づき、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

３　前２項の規定は、第10条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

　（報告、検査及び指示）

第15条　市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行上必要な指示をし、又は第13条の帳簿その他関係書類について検査することができる。

　（補助金の流用の禁止）

第16条　補助事業者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

　（その他）

第17条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成16年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

　（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和６年３月31日限り、その効力を失う。

３　前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者にかかる規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

　（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和８年３月31日限り、その効力を失う。

３　前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者にかかる規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 活動回数 | 活動回数に応じた額 |
| １回 | 10,000円 |
| ２回 | 30,000円 |
| ３回以上 | 70,000円 |